別表 目標基準

項目	E	;	標 基		準
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8以	1上8.			るもの9.0以下
生物化学的酸素要求量	1 6 0 m	n g / 1	(日間平均	1 2	0 m g / 1)
化学的酸素要求量	1 6 0 m	n g / 1	(日間平均	1 1 2	0 m g / 1)
浮遊物質量	2 0 0 m	n g / 1	(日間平均	1 5	0 m g / 1)
窒素含有量	1 2 0 m	n g / 1	(日間平均	J 6	0 m g / 1)
^{9ん} 燐含有量	1 6 m	n g / 1	(日間平均	J	8 m g / 1)

備考

- 1 「日間平均」による目標基準は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 生物化学的酸素要求量についての排出水の目標基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出 される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出水の目標基準は、海域及び湖 沼に排出される排出水に限って適用する。
- 3 窒素含有量及び鱗含有量についての排出水の目標基準は、平成5年環境庁告示第67号(窒素含有量又は鱗含有量についての排水基準に係る海域を定める件)に定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に適用する。